

請願・陳情參考資料

平成22年9月14日

県土整備部

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
平成22年-19号 (H22.7.23)	県土整備部	阿弥陀川の問題について 馬田 達夫	<p>1 昭和45年5月21日米子土木出張所長と工事施工承諾書で等価交換を約束したのに交換してもらえなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は阿弥陀川荒廃砂防工事（S26頃～S46頃）の施行に伴い、工事区間にある馬田達夫氏の土地と工事により生成することが予想された廃川敷地の一部を、工事完了後に等価交換することを内容とする工事施工承諾書を同氏から提出して貰っている。 工事完了後、県は当該施工承諾書に基づき、同氏と再三、交換協議を行ったが、同氏は承諾書の内容を勝手に拡大解釈して廃川予定地を一方的に整地・植栽して不法占用するなどして協議に応じなかったため、結果として交換できなかったものである。県はその後、同氏に土地買収を提案するなど解決に努力してきているが、同氏が応じないため、現在に至っている。 以上から、県は当該承諾書に基づく同氏との協議に正当に対応してきており、交換できなかったことについて県の責任はないと考えている。 <p>なお、本件については、裁判（昭和60年(ワ)第208号損害賠償請求事件）においても、「原告（馬田達夫氏）と被告鳥取県側との交渉経過において、本件交換契約が成立するに至っていないことについて被告鳥取県側の職務遂行に違法があったとは認められない。」と判断されているところである。</p> <p>2 県は水田である等価交換予定地を廃川手続中に馬田美津雄、馬田さかえに河川占用許可をしたが河川法違反である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該地は、以前から馬田美津雄氏、馬田さかえ氏が水田として耕作し、生計を維持していたことを考慮して、当時占用許可したものであり、水田だからといって必ずしも河川敷地占用許可申請を不許可とすべきではない。 また、廃川手続中に河川敷地の占用許可をしてはならないということはなく、廃川公告縦覧開始日までに占用手続は完了している。したがって、河川法には違反しないものと考えており、国も同様の見解である。 なお、本件については、裁判（昭和61年(ワ)第27号損害賠償請求事件）の判決理由にておいても「違法に占用許可をしたことを認めるに足りる証拠はない。」と判断されているところである。 <p>3 1、2により受けた損害を弁償するよう知事に対して要請すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上から、馬田達夫氏の損害賠償請求に応じることはできないと考える。